



2024年5月24日

各位

会社名 株式会社オプティマスグループ
代表者名 代表取締役社長 山中 信哉
(コード：9268 東証スタンダード市場)
問合せ先 総務・IRユニット長 足立 敢
(TEL：03-6370-9268)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2024年5月24日の取締役会決議により、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、2024年4月24日開催の「経営計画説明会」の場でご説明させていただいた「国際会計基準の2026年3月期導入」、「純資産比率30%の目標維持」と「純資産比率改善の際の適切なEPS確保」の通り、本日別途公表する「2025年3月期 配当予想に関するお知らせ」にて、新株式発行後におきましても先般ご公表させていただきました中間配当11円、期末配当13円、年間配当予想24円を維持させていただき、株主の皆様への還元を確りと確保することといたしております。

【本資金調達背景と目的】

当社グループは、「正しく公平な経営により、最善の貢献を図る」という経営理念のもと、ニュージーランド及びオーストラリアを中心に、自動車の総合サービス企業グループとして、両国の市場特性に合わせた最適なバリューチェーンの展開により、顧客ヘシームレス且つ最善・最適（Optimus）なサービスを提供しております。

当社グループは、これまでニュージーランドを主な市場として事業拡大を実現して参りましたが、オーストラリアで新車販売を展開する大手自動車ディーラーグループである Autopact Pty Ltd（以下「Autopact」）及びオーストラリア第二の自動車総合物流企業である Autocare Services Pty Ltd（以下「Autocare」）の連結子会社化（※1）により、当社グループ規模及び事業領域は今年度において売上高3,000億円超・営業利益及び経常利益100億円超を予想し、今後においても大幅な事業拡大を計画しております。

既に当社グループは、次の成長フェーズに移行している状況を踏まえ、2023年5月15日に発表した現経営計画（2024年3月期～2026年3月期）をアップデートした新経営計画（2025年3月期～2027年3月期）を策定し、本年4月16日に発表いたしました（※2）。

当社グループの主要な市場であるニュージーランド及びオーストラリアは、移民政策による継続的な人口増加に対し公共交通機関が限られているため自動車が主な交通手段ですが、一方で、自動車純輸入国で関税が無く、日本と同様に右ハンドル・左車線国であることから、自動車市場における日本車の親和性・優位性が高い市場となっております。その中で、当社グループは、ニュージーランド及びオーストラリアの各国の市場特性を踏まえた独自のバリューチェーンを構築しており、両ビジネスモデルの概要及び今後の成長戦略は以下の通りです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ニュージーランドにおける事業について>

当社グループは、同国の自動車組立事業撤退による輸入自動車への市場開放という政策転換を機に、1989年より日本の中古自動車を輸出するビジネスに本格参入し、以来、周辺事業の開拓により、同国の需要拡大を捉えて成長して参りました。具体的には、輸入自動車の約半数を占める中古自動車の日本からの輸出を起点に、船積前の清掃・検査・検疫、海上輸送、現地での整備・輸入車検までに至る一貫したサービスにより現地ディーラー顧客網に商品をお届けし、更にディーラーの販売促進に資する消費者向けオートローンやウェブ広告、消費者向け車検・修理・部品販売を提供するバリューチェーン（ニュージーランドモデル）を構築しております。

今後においても、当社グループの確固たる収益基盤として、各セグメント（輸出入、物流、サービス、検査及び小売・卸売）間の事業シナジー拡大とシェアアップによる収益力強化を図ります。また、ニュージーランドにおいて長年自動車取引のオンライン広告サイトを運営する Auto Trader Media Group Ltd.（以下「AutoTrader」）を連結子会社化し、AutoTraderを当社グループ顧客である優良ディーラーへの販売促進支援・提携関係強化による新たな事業プラットフォームとして活用しつつ、当社に適した BtoC、CtoC ビジネスへの参入を目指し、バリューチェーンの更なる強化・延伸を推進して参ります。

<オーストラリアにおける事業について>

当社グループは、同国市場をニュージーランドに続くターゲット市場とし、経営計画（2025年3月期～2027年3月期）（※2）の基本方針『チャレンジの継続』の一環として、「オーストラリアモデルの構築」を掲げております。新車輸入中心の市場特性を踏まえ、同国内自動車販売事業をプラットフォームとして周辺事業へ展開する市場完結型モデルの構築を進めると同時に、中古自動車輸入制限の縮小を睨み、ニュージーランドで培ったノウハウを活かした日本からの中古自動車輸入を起点とするバリューチェーンの構築を推進しております。

直近では、オーストラリア東部3州で長期に亘って新車販売を展開する大手自動車ディーラーグループである Autopact 及び、オーストラリア第二の自動車総合物流企業である Autocare を連結子会社化いたしました（※1）。今後、Autopact の強みである新車を中心とした顧客接点（自動車販売網、保有顧客、フルラインナップサービス）を活かしオーストラリアモデルの中核的プラットフォームの構築を推進するとともに、既に資本業務提携により当社グループに参画している中古自動車販売会社 OzCar Pty Ltd との相互補完的な事業拡大を、複合的な自動車物流により一層促進する所存です。

また先日設立いたしました輸入自動車整備を行う Auto Solix や車検事業を行う VITA Australia Pty Ltd（以下「VITA Australia」）を Autocare がオーストラリアの主要港湾地域に有する事業拠点網連携せしめるなど、オーストラリアモデルの構築を加速して参ります。

当社は、Autopact の株式取得に伴い、2023年11月に230億円の借入を行っております（※3）。以降、財務基盤の強化、健全性維持に向け、パーマネント化を含めた最適な資金調達手段について検討を進めて参りましたが、今後の更なる戦略投資・当社グループの中長期的な成長を実現するための財務基盤を構築するため、この度、新株式の発行を決定いたしました。今回の調達資金は、Autopact の株式の取得資金への充当を目的として金融機関から借り入れた借入金の返済の一部に充当する予定です。本件調達により、自己資本増強による財務基盤の強化及び借入余力の拡充を図り、経営計画（2025年3月期～2027年3月期）（※2）に掲げる『チャレンジの継続』の遂行ならびに更なる企業価値の向上を目指して参ります。

（※1）詳細は2023年11月24付「AUTOPACT PTY LTD の株式取得完了のお知らせ」及び2024年5月1日付「Autocare Services Pty Ltd の株式取得完了のお知らせ」をご参照ください。

（※2）詳細は2024年4月16日付「経営計画(2025年3月期～2027年3月期)策定に関するお知らせ」及び2024年4月24日公表「経営計画(2025年3月期～2027年3月期)」をご参照ください。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

い。

(※3) 詳細は 2023 年 11 月 14 日付「AUTOPACT PTY LTD の株式取得に伴う資金借入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 10,434,800 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2024 年 6 月 3 日(月)から 2024 年 6 月 5 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 2024 年 6 月 10 日(月)から 2024 年 6 月 12 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役山中信哉に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照のこと。）

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 売出席株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,565,200 株
なお、上記売出席株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。 |
|-----------------|---|

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 1,565,200 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役山中信哉に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,565,200 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2024 年 7 月 9 日(火)
- (6) 払 込 期 日 2024 年 7 月 10 日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役山中信哉に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 1,565,200 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,565,200 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させる

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ために、当社は2024年5月24日(金)の取締役会決議により、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,565,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、2024年7月10日(水)を払込期日として行うことを決定しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2024年7月5日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	64,955,580株	(2024年5月24日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	10,434,800株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	75,390,380株	
(4) 本件第三者割当増資による増加株式数	1,565,200株	(注)
(5) 本件第三者割当増資後の発行済株式総数	76,955,580株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限8,194,600,000円については、2024年11月末までに、Autopact株式取得に伴い2023年11月に調達した金融機関からの借入金230億円の返済の一部に充当する予定です。なお、Autopactはオーストラリア東部3州で長期に亘って新車販売を展開する大手自動車ディーラーグループであり、同社の強みである新車を中心とした顧客接点(自動車販売網、保有顧客、フルラインナップサービス)を活かしオーストラリア

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

モデルの中核的プラットフォームの構築を推進して参ります。本件調達により、自己資本増強による財務基盤の強化及び借入余力の拡充を図り、当社グループの新経営計画（2025年3月期～2027年3月期）に掲げる『チャレンジの継続』の遂行並びに更なる企業価値の向上を目指して参ります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記3.(1)に記載のとおり充当することにより、当社グループの中長期的な成長及び財務基盤の強化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、事業投資による企業価値向上と、配当による株主還元をともに経営上の重要課題の一つと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当につきましては、安定的な事業収益からの株主還元を確保しつつ、安定的な財務基盤の維持と新たな成長のための投資を勘案し、当面は、連結配当性向30%程度を目安とする方針であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う基準日は毎年9月30日、期末配当を行う基準日は毎年3月31日であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、将来のM&A等による事業展開、設備投資等に役立てたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	第8期 (2022年3月期)	第9期 (2023年3月期)	第10期 (2024年3月期)
1株当たり連結当期純利益	48.70円	42.71円	50.89円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	140.00円 (55.00円)	53.00円 (23.00円)	70.00円 (30.00円)
実績連結配当性向	24.0%	31.0%	34.5%
自己資本連結当期純利益率	19.4%	14.7%	15.7%
連結純資産配当率	4.6%	4.5%	5.4%

(注) 1. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割及び2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり連結当期純利益を算定しております。なお、1株当たり年間配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、1株当たり年間配当額については、2022年3月期の期首に上記(注)1.に記載の株式分割が行われたものと仮定して算定しております。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値であります。なお、1株当たり年間配当額及び1株当たり連結純資産額については、2022年3月期の期首に上記(注)1.に記載の株式分割が行われたものと仮定して算定しております。
5. 2024年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しており、内容は、次のとおりであります。なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数(76,955,580株)に対する下記の交付株式残数の比率は0.35%となります。

ストックオプション付与の状況(2024年5月24日現在)

決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の払込金額	新株予約権の 行使時の資本組入額	行使期間
2016年4月14日	269,640株	134円	67円	2018年4月15日から 2026年4月14日まで

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割及び2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。交付株式残数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使時の資本組入額は、当該株式分割の影響を勘案しております。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

払込期日	手取概算額	調達後資本金	調達後資本準備金
2022年9月6日	公募による自己株式の処分 805,350千円	446,098千円	1,629,925千円
2022年9月27日	第三者割当による自己株式の処分 (オーバーアロットメントによる 売出しに関連した第三者割当) 120,109千円	446,098千円	1,629,925千円

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	第8期 (2022年3月期)	第9期 (2023年3月期)	第10期 (2024年3月期)	第11期 (2025年3月期)
始 値	1,054 円 □902 円	865 円	919 円 □960 円	1,075 円
高 値	3,330 円 □941 円	1,253 円	4,100 円 □1,101 円	1,082 円
安 値	955 円 □851 円	783 円	877 円 □950 円	693 円
終 値	2,867 円 □865 円	919 円	3,775 円 □1,092 円	738 円
株価収益率	4.44 倍	5.38 倍	21.45 倍	—

- (注) 1. 2025年3月期の株価については、2024年5月23日(木)現在で表示しております。
2. 2022年3月期及び2024年3月期の□印は、2022年4月1日付株式分割(普通株式1株を普通株式3株に分割)及び2024年4月1日付株式分割(普通株式1株を普通株式4株に分割)による権利落ち後の株価であります。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2024年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である山中信哉、ロバート・アンドリュー・ヤング及びマーティン・フレイザー・マッカラクは、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。